

資本労働調和問題

神戸 正雄

(一)

近時日本にも同盟罷工が續生することになつた。其に單純な感情の行違に原因するものもあるが、併し労働條件の改善を要求するものもあり、近頃は後者が増えて來て居る。從來我國では同盟罷工は治安警察法十七條に依つて禁制されて居つたが、併し時勢の進歩に促されて官憲の之に對する態度も變化し、労働者の之を行ふ方法も巧妙になつて、漸次罷工に對する抑壓も寛大になり罷工の目的を達する場合が殖えつゝあるといふのが真相であるといふことである。併し同盟罷工を禁壓するの法規を存しつゝ、之が適用によつて法の精神に反することを爲すといふのは、法治國にあるまじきことゝも考えらるゝ。若も夫の規定が時勢に適はずといふならば、寧ろ進んで夫の規定に修訂を加ふるのが適當であるまいかといふことが先づ問題となる。併し又更に進んで考ふると之に修訂を加ふるの結果は多少同盟罷工を助長するの傾も生ずる。然るときは果して此罷工が望ましきものなるか如何。其が望ましきものならば則ち止む。若も此が必ずしも望ましきものに非ずとするならば、之をして生ぜざらしむるに足る丈の緩和劑が他に之なきやが次の問題とならなくてはならぬ。更らに夫の同盟罷工を認むることゝなれば、労働者の組織する労働組合も當然認めなくてはならぬが、其にしても唯だ之を默認するといふに止むるか、或は進んで法規

上之を認めて相當の指導監督を加ふるを可とせずやといふことが問題となる。凡そ此等の問題は勞働問題中の最も困難な問題で、之が解決が甚だ六つかしいと共に、之が解決を過まるに於ては測るべからざる弊に苦しまなくてはならぬ。宜しく各方面の衆智を集めて審議しなくてはならない。今政府に於ても最慎重の態度を以て此問題の研究に従事し居るといふに於て、吾人は局外の學究として茲に一私見を披瀝して參考に供したいと思ふ。

(二)

一體斯かる問題は實は經濟組織否な社會組織の根底に觸れて居る問題なので、決して簡單な輕易な問題ではない。そして其は何うしても歴史的發展の情態をも考へて然るべき判斷を爲すべきと共に、人の哲學的見解の相違によつても異りたる解答の與えらるべきものと思ふ。此後の點からして見ると、恐らく此問題について人々の見解の必すしも一致を見ることの難きものであらう。勿論人々の利害上の打算から異つた見方をすることもあるが、之を別として局外から見ても意見に多少の相違が生じ得る。夫の大きな世界の平和や戰爭に對する人の見方など、同様に、人々の人世觀の相違からして異つた結論に達し得る。何うしても此世には戰爭避くべからず否な戰爭はむしろ進歩の母にして選むべく勸むべきものと見る人から見れば、勞働者の組合運動、其同盟罷工も格別抑ゆべく避くべきものではなく、益々助長し奨励さへもすべきものといはなくてはならぬ。併し人が平和に於て理想を認め、調和に於て善美を感じるならば、成るべくは此同盟罷工が避けたく、其を主たる目的とする所の組合も避けたいといふ考を起さざるを得ぬ。單純に外國に

其例あるが故に、我も之を學ぶといふのではなく、我は我として其なくしても良く其に代はるべき他のより良きものがあるならば、むしろ之を探るといふことゝならなくてはならぬ。そして私の見解はと問はるゝならば、矢張り私自からの哲學からして平和を理想とし、隨ふて出来るだけ同盟罷工を避けたいと考ふるものと答ふる。併し其あるが故に同盟罷工を禁壓するとか労働組合を認めないとかいふことを主張するのではなく、むしろ同盟罷工も労働組合も今日の事情の下には十分合法的のものとして承認するものである、其は理想と現實との相違である。理想としては此等のものなくて済むほごなることが望ましい。併し現實として、今日の資本家的私有財産制の經濟組織に於ては此理想が到底實行されざる根據を持つて居る。今日の慾深き資本家の支配の下に、労働者の満足するだけの又局外者から見ても公平なる調和は恐らく望み難い。其れ故に此状態の下には假令夫の手段に依る鬭争が物質的に全體の損害を生ずることになつても、夫の労働者の他階級のものより侵害されたりと認め得べき利益の回復の爲めの努力に或高き精神的價値を認め、物質的損害を超越したる事業として社會が之を承認するの外はない。

(三)

斯く私は労働組合運動や同盟罷工を理想として望ましくないと思ふ。併し此と同時に今日の資本家的經濟組織の下に事業家資本家が厭くなきの慾望を懷いて、労働者や消費者を苦しむるに對しては不當を認むるものである。然りとて私は必ずしも此現在の社會制度を改造して社會主義的國家を作れといふのではない。今日の資本制、今日の私有財産制の下に於ても之を多少變形して勞

働者に對するの配當を十分公平なる程度に定める仕組が行はれ、茲に資本と労働との調和が見られ得ると思ふ。即ち今日の如く單純なる資本家本位ではなく、併し乍ら又労働者本位でもなく、資本家労働者對等本位の組織が出来ると思ふ。或は併し其が最早資本制組織とはいへないかも知れない。併し尙ほ資本家が事業の經營に當ることだけは存續し得る。私有財産制が資本にも存續し得る。必ずしも労働者に資本を有たせて其を資本家に引上げずとも良い。労働者は單純なる労働者としても資本と對等に大切なる力の貢獻者として、分配上對等に尊重せらるゝことが出来れば資本労働の間に平和なる關係が得らるゝと思ふ。尙ほ之を一層具體的にいふならば、事業より生じたる利益中、傳來的の普通利潤だけ引去つた残りを資本家と労働者とに均分するのである。勿論其前に事業の生産費の一として普通の勞賃だけを引去つて置かなくてはならぬ。茲に於てか次に問題となるは普通の利潤、普通の勞賃の定め方であるが、此の如きものは何うしても國家といふやうな公平な立場にあるものが資本家の代表者并に労働者の代表者と協同して之を定むるの外はない。そして利潤にしても勞賃にしても、何れの國にても歴史の産物として既存のものが現にある。からして其を先づ土臺として、其後、時の経過に伴ひて若干の變更を加ふることゝすべきである。利潤に在つては其々の事業に於ける危険の程度の變更、資本利子標準の變更を考慮すべきであり、勞賃に在ては生活程度の變更、物價の變動を考察すべきである。(此に普通利潤といふたのは箇々の事業に於ける間題頗る大なる例之四割五割といふやうなものを指すのではない。むしろ其々の事業に於ける株の平均利廻を見て居る。其を基礎とすれば公平と思ふ) 又此配當につ

き取締役の如きものは資本家に入れるか、労働者に入れるかといふ問題もあらうが、予は此を資本家に入るべきものと思ふ。彼は資本家の代表者として働いて居るものであつて、労働者の代表者ではない。尤も他日會社經營に於ける新組織が發達して資本家労働者双方よりの代表者を以て之を構成することになれば、其場合に於ける取締役は各代表する本人たるものゝ利益配當中より其分前を受くべきである。其は各利益團體内部の問題で、労働資本間の關係の問題ではない。

(四)

茲に分配上の見地から單に分配問題の爲めに資本家労働者が餘剰利益の均等なる分配を受けるといふのに止めず、其分配の仍て生ずる源たる生産經營の主腦部にも資本家の代表者と労働者の代表者とを等數だけ置いて、其經營に當らしめ、生産上の活動は勿論のこと分配上の其にも當らしむるといふことが考えらるゝ。若も斯かる組織が普及することになれば、分配の苦情は餘程少くなると思ふ。一體分配につき苦情があり、特に夫の資本家經營の下に於ける利益分與制度に對しても尙労働者の苦情のあるのは、此に於て矢張り資本家が甘い汁を吸ひ過ぎて居る、彼が其利益計算を誤魔化して居ると思ふて居るからである。實際夫の利益分與といふても株式會社などの如く利益計算の比較的明瞭にされて居る場合にはまだ良いが、箇人經營の事業では利益の計算基礎が甚だ不明瞭で、到底其につき労働者をして満足せしむることは出来ない。然るに茲に箇人營業たると會社營業たるを問はず、凡べて資本の提供者勞力の提供者が等數の代表者を以て經營に當らしむることゝするならば、此苦情はなくなるべきである。特に此になれば、生産經營の方針

も單に資本擁護の立場から許りでなく、勞力擁護の立場からも割出さるゝこととなり、資本分子の不利を忍んでも、勞働者の維持を計ることが一層多く行はるゝことになつて、此點からも社會的困難を救済することになると思ふ。唯だ生産經營の活動が幾分か鈍ぶる傾はある。資本保護の立場のみから割出して活動するのと、其に勞力の利益をも考へて活動するのでは機敏の程度も異らざるを得ぬ。故に生産的效果が或は現在の組織の下に於けるよりも小くなることを想像しなければならぬ。併し又進んで考ふるに、此新組織に於て生産能率が增加するの見込もある。勞働者が満足して一層忠實に働き、且つ現在に於けるが如き時々の同盟罷工騒ぎもなくなること依る利益もある。で必ずしも生産上にも不利とはいへぬが、併し假令此に於て不利であつたにしても、若も分配の公平といふことが社會上一層重要であるならば、多少前者を犠牲にする外なしとも考へらるゝ。

(五)

此新組織の下にても資本勞力の對價は矢張り前の規制の下に於ける利益分與と大體同様とすへきで、第一次には普通の勞賃と普通の利潤とを引去り、第二次に於て餘剰の利益を勞力及資本に均分すへきである。此に資本に對して單純なる利子が支拂はれずして普通の利廻が興えらるゝのであるから、必然、事業結果の損失に終れる場合の負擔は直接には専ら資本の上に歸すへきである。勞働者は此損失を直接に負擔することはないが、併し其結果、事業縮小の已むなきに至ることもあり、其が爲めには又勞働者の困難ともならうが、其だけは勞働者に於て豫め豫期すへきで

あり、失業保険や貯蓄などによつて之に備ふるの外ない。其れから何故に夫の計算に於て先づ普通の勞賃、普通の利潤を探るかといふに、此計算上據るべき確固たるものがないから、此永き歴史の產物たる其に依つて一應の満足を求むるの外ないといふのである。又何故に餘剩利益を均分するかといふと、本來事業の存立運轉には人的分子と物的分子とを要し、何れを偏重することを得ぬ兩者とも對等の價値のものとして共同し、各分子は全事業に於て連帶利益觀を有つべきものである。其故に結果の分配に於ても均分にするより外に、公平なる方法がないからである。勿論人々の見方によつては、或は資本に偏重するもあらうし、或は勞力に偏重するもあらう。併し凡へて公平でない。勞力偏重説からいへば、資本は凡へて盜賊也とさへいふ見解もあるが、資本とて凡へて盜賊の結果ではない。(盜賊といふのは法律上の意味ではなく、道義上の意味なること勿論である)勿論資本の成立起源に於て夫の社會國家の發達又は其他の外界事情變遷の結果に成るもの、如きは、其は箇人の之を私するのは不都合とも見らるゝけれども、併し、人々が折角努力し得たるものを蓄積したる結果に屬する資本の如きは何の點から見ても正當なるものである。之をも盜賊とはいへない。況や夫の外界の力により勞せずして得たるものに在ても、其勞せざりだけにては不當であるが、其を消費せずして能く保存し生産的に使用することゝ爲したる注意盡力に對しては相當の價値を認めなければならぬ。其によつて世の經濟發達に貢獻する功勞に對しては矢張り尊敬を拂はなければならぬ。故に努力利得と不勞利得とに對しては租稅賦課の上に取扱を異にするべき必要は生ずるが、併し社會の必要又は利益の上から見て、凡へて資本を資本家の手に預け

置くことが必しも排斥すへきではない。尤も此説明は時勢によつて變更を要することあるへきもので、私が之を理想と考へて居るのではない。今日の處では其れ位に説明するのが最適當と思ふのみである。

(六)

處で人世觀に於て調和や平和を愛する人の中に就きては、恩情主義によつて資本労働の調和を期さうといふ人がある。特に其が日本固有の家族主義の結果たる愛情の發露であるとか、日本固有の主従觀の結果に出るとかいふて、日本獨特の美風、日本獨特の問題解決法とさへ唱へられて居る。此は若も眞に能く理解せられて居るならば、必ずしも一概に排斥すへきものではない。資本家も労働者も共に此理解の下に活動し、且つ隨ふて資本家が自己の利益を犠牲にしても十分に労働者の爲めを計る。全く家族の一員の如く、小供の如き理解を以て之に對するといふのならば、其は決して不當ではない。洵に美風であつて、恐らくは労働者も喜んで資本家の爲めに盡すであらう。併し其は多くの場合には行はれない。實際現代的の事業にては先つ行はれないことである。發達程度の幼稚なる手工業制などの下には其も相當行はれ得る。が今日の工場工業などには到底行はれない。資本主と労働者とが一緒に労働するのでなくて、精々資本主の代理人と労働者とが一緒に働き、資本主の代理人も畢竟、資本主の利益の爲めに、労働者を監視するが如き態度を有つ場合に到底行はれ得ない。此場合にても恩情主義といふて多少労働者の利益を計ることも行はるが、併し實は其はつまりほんの申譯であつて、或は氣休めであつて、結局資本家に都合の良い

だけにて恩情主義を振り廻はし、心の底では自己の最も大なる利益を擧ぐることゝ専念するのである。其れでは到底労働者が満足せざることになる。一時労働者を瞞着することが出来ても、幾許もなく其が出来なくなる。或は夫の利益分與をも恩情主義から之を行ふといふのであるが、其も在來行はれたる處では、利益中の一小部を分與するに止まつて、眞の恩情でない、手段としての恩情に止まることを見なければならぬ。今日の如き工場制の發達に伴ひては労働者も資本家に對して主従關係にては満足せざることとなる。彼等に於ても資本家に對し對等人格として認めらるゝことを要求するの念が強くなる。又其が正當である。然るときは恩情主義ではなく、權利として利益分與を要求することゝもならざるを得ぬ。既に時勢が進んで工場制の發達するほどゝなるときは、獨り工場労働者のみならず、手工業の労働者もが漸次人格觀を有つことになつて、恩情主義に甘んぜざることゝなる傾がある。又手工業の主人自らも矢張り次第に強き營利觀を強く有つことになり、労働者の爲めを考ふるよりは先づ自己の利益を保全することを考ふることゝなる斯かる状態の下に労働者も、到底恩情主義に満足することは出来ない。併し此手工業の下に於ても工場制の下に於ても、恩情主義が全く行はれないとはいへない。資本家が心から之を信じて之を行ふといふことは想像し得る。併し其れなれば思ひ切つて労働者を優遇しなければならぬ。夫の利益の資本労働均分は勿論、尙ほ其以上にも労働者の配當を多くしなければならぬ。結局眞に徹底したる恩情主義は労働者の人格尊重主義とさう大差なき結果を示すことになる。併し飽迄虚偽なる恩情主義を排斥しなければならぬ。其が到底問題解決の資格なきことを明にしなければならぬ。

斯くて若も世の中の凡へての事業に於て資本勢力對等經營の新組織にても行はるゝことになれば、多分兩者の間の關係は調和さるゝを得るに近いと思ふが、併し其處まで資本家が理解し同意することになるのは随分困難のことと思ふ。前途遼遠と考ふる。今の資本家が何うして其處までの讓歩をすであらうか。勿論段々其を試る人も出て來やう。次第に實行者が増えるかも知れぬが、併し大體はまだ一現制を固守するであらう。そして現制の下に利益分與といふことが或は相當に多く行はるゝかも知れぬが、其とても均分主義までは仲々行けまい。そして現制の下に於ける少々の利益分與では、根本的に少くとも箇人營業などでは利益計算に關する苦情もあつて十分に労働者の満足を得ることは出來まい。で所詮、現在の資本家本位制の下では、そして此制度から離れることは困難であらうが、其下では何といつても資本家と労働者との對抗に於て、資本家の方の分前が多くなる傾があり、そして之に對して労働者が其正當に受くべき分前を主張するにつきては、何うしても彼等の組合并に同盟罷工を爲すことに行く外はない。企業の仕事其れ自身に於て經營が資本家の恣意によつて行はれて彼の方に都合が良くなる傾をもつが、更に分配上彼等の境遇からいふても、資本家には頼むべき財力の後援があり、労働者には之を缺き、前者は仲間の者が協定することが極めて容易に又不明の間にも行はるゝのに、労働者の方は其が六つかしいといふに於て、何うしても労働者に不利がある。其れ故に労働者に團結して自己の労働條件を有利にせんが爲めの行動を爲すの自由を認むることが公平上必要となる。勿論其が爲めに社

會の秩序を紊し亂暴を行ふてはならぬ。此は飽迄禁壓しなければならぬが、平和的に同盟罷工を爲し、其土臺として組合を作ること少しも抑ゆへき理由を有たぬ。假令其が全體上物質的に不利であつても致方がない。其事は前段に説いた通りである。此點に於ては今日は殆ど何人も異論がないまでになつた。今尙ほ異論を懐く人もあるとのことであるが其は餘りに時勢後れである。

(八)

たゞ問題は(一)労働組合を法制の下に置くか、自然の發展に任かすか、法制の下に置くかすれば如何なる形のものとするかといふこと、(二)同盟罷工の障碍たる治安警察法十七條(并に二十條)を修正するか、之を生かして置いて其運用を手加減して寛大に扱ふかといふことである。第一問につきて一部の論者は労働組合を法制の下に置かないで、自然の發展に任かす。獎勵助長もせず禁壓抑制もせぬといふのである。其を法制の下のものでせぬといふのは、團體争闘の手段となるものを法制的のものとするのは穩當でないといふのにある。併し同盟罷業の如きは争といつたて、平和的なるものに至ては別段社會の秩序を紊る譯でなく、合法的のものである。恰も賣手買手が掛引すると同位のものである。若も此同盟罷工が争だから合法的でないとするならば、賣手買手の懸引をも制しなくてはならなくなる。特に賣買に關聯して法は販賣組合、購買組合を認め保護して居る、が此等も實は組合員が商人其他との間に賣買の掛合上自ら有利ならんとして出來たものである。此が既に法制になつて居る以上は、労働組合を法制のものとしても良し。加之、労働組合は單に争の手段となるのみならず、他方に彼等自らの經濟上道義上向上の目的をも

達する手段となる。又國家として其が此方面に十分發展するやう之を助長指導することが有益である。労働者の萬一經濟上困難を生じたる場合の援助、金の點に於て、并に授産職業紹介などの點に於ての援助を此組合にて行ふことも出来る。又此によつて彼等の道徳上の向上、即ち自助的訓育を行ふことも出来る。で此等の方面をも十分考慮した組合を作り、其を法制の下に置くのが得策と考えらるゝ。そして此が出来ると、労働争議の起つたとき、必ずしも同盟罷工に行かずとも先づ此労働組合の代表者と資本家の代表者との共同討議により、公平なる平和的解決が出来ることにもなり、其基礎になる。見様によつては此組合が争の手段といふよりは、むしろ一層多く資本勞力調和の手段として働くことになり得る。若も此組合を單純に自然の發育にのみ任かすときは、或は却つて險惡なる組合が發達して、徒らに争の爲めに争ひ、平和を紊ることゝはならぬかとも心配せらるゝ。

(九)

或は一部の論者は別に此際、労働者資本家聯合の團體を作つて圓満に問題を解決しやうとの案がある。其に要する資金は國家資本家労働者が出し合ふて、或は多分實行上は國家と資本家とが出して之を作る。そして此にて資本家及特に労働者を訓育し、争あるときは平和的に解決し、失業者の生じたる場合など此組合にて紹介しやうといふのである。發案者は之を以て労働組合に代へたいやうである。併し斯かる團體は初めより資本家の爲めに考えられたもので、其にて労働者の利益が十分に公平には保護されざる結果となる。勿論此に依つても、労働者の利益が多少は進め

らるゝ。併し資本家本位の下に於てある。其故に労働者が自覺すれば結局此に満足せざることになる。到底永く平和的解決の方法とはなれない。尤も日本の現在の労働者の全體の發達程度では此位のものが適當でないかといふ見方もある。或は然うかも知れぬが、今日にても一部のものに於ては、又他日は段々と多くの者に於て之を喜ばず、労働者は労働者として團結したい、そして資本家に對して當然要求し得べしと認むるものは遠慮なく主張したいとの希望が生じなくてはならぬ。現代の資本家制の下には此が至當であるとする、敢て此の如き姑息な制度を設るよりは、思ひ切つて労働組合に行く方が良い。此も彼も其に兩立させやうといふ考もあるが、其では労働者其部屬に迷はなければならず、二重の組合に屬する場合も出來て彼自ら困らなければならぬことも生ずる。何れか一方をとるとすれば労働者は労働者の立場にて共通利益を計る組合を勸むべきである。動もすれば労働者をして資本家の隸屬的地位に置くが如き組織は初めより考へないがよい。今日の資本制の經濟組織の下には、只さへ資本家の好都合になつて居るのに、尙ほ其上に國家の制度として、勞資調和の名に隠れて彼等の私慾を擅にせしむるが如きは、贊成することを得ない。尤も労働組合を認めた上にて、其代表者たる分子と、資本家の代表者分子とを集めて更に中立分子を加えて爭議決定の機關を作ることには敢て不當ならざるのみならず、有益である。

(一〇)

偕て同盟罷工につきては治安警察法十七條中の同盟罷工の爲め他人を誘惑若くは煽動を爲すことを禁じたるのを解くべきやが問題となつて居るが、一部の人は此を其儘にして行政の手加減にて之を罰しないことには何うかといふのであるが、法律に明文があるのに、之を行はぬとか手加減するといふことは法治國の下に穩當でない。法律の自由解釋といふこともあるが、斯かる

公安に關するものに於て斯かる解釋を用ゆるのは穩當でないのではないか。此規定を用ゐぬといふならば、むしろ卒直に法律修正をしたら如何かと考ふる。尤も法律修正をして解放することゝなると、同盟罷工獎勵助長のやうに取らるゝ、恐もあるのだ、資本家側の好まないのがあるのので之に躊躇する所であるが、左様な感情に重きを置くよりも條理に従つて決するがよい。又資本家の反對は今日の經濟制度の下には不當であるから、其に氣兼ねする必要はない。特に此條項が外國に例のないので、日本の國際的立場から見ても、文明國として大國として立行く上から、斯かる勞働者壓迫の規定を取去る方が得策のやうである。勞働者の地位の益々向上しつゝある今日の世界の大勢から見ても、最早之を取去つてよい。今尙ほ資本家を氣兼ねするなどゝは時勢後れも甚しい。左様のことでは對内的には好都合かも知れぬが、(其も益々疑問であるが)、對外的に劣等視せられ排斥せらるゝの本を作る。改めなくてはなるまい。或は同盟罷工につき一工場に屬する勞働者が内部よりの發意で起したのは己むを得ぬ。其は禁壓することは出來ぬが、外部より煽動され又は誘惑されたのは可けない。其外部の箇人又は團體を罰することは出來ぬが、外部より煽動される。併し同條の他人を斯く解することが本來六つかしいが、假りにさう解するとしても、外部の人との關係なくしてのみ同盟罷工を起すことは事實六つかしく、時に外部の人の意見をきくことも勢ひ起らざるを得ぬのに、其をも凡へて罰するといふのは餘りに酷である。特に勞働組合が出来ることになれば必然、外部よりの誘惑煽動が起らなければならぬ。其は凡べて可けないといふならば、其は餘りに勞働者を、或狭き域内に禁錮すると同様である。近代人の希望には適はない。すべて此同盟罷工が暴行脅迫誹毀等を伴はない限りは、不法のものでないとするのでなければ、眞に勞働者の地位を認めたとはいへない。